

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月24日

【発行者（受託者）名称】 株式会社S M B C信託銀行

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 萩原 攻太郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 株式会社S M B C信託銀行
信託開発部長 今子 正太

【電話番号】 03-6854-6800（代表）

【発行者（委託者）氏名又は名称】 合同会社IRS5

【代表者の役職氏名】 代表社員 一般社団法人IRS5
職務執行者 関口 陽平

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【事務連絡者氏名】 いちご投資顧問株式会社
執行役員 私募ファンド本部長 和泉 雅大

【電話番号】 03-4485-5230

【届出の対象とした募集有価証券の名称】 いちご・レジデンス・トークン - 市谷仲之町・文京小日向・駒場東大前・西新宿・清澄白河・浅草橋・三ノ輪 - （デジタル名義書換方式）

【届出の対象とした募集有価証券の金額】 一般募集 3,746,230,000円
（注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月20日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、発行者の指定する販売先であるいちごオーナーズ株式会社の状況等に関する事項を追加し、また、発行者の指定する販売先であるいちごオーナーズ株式会社への販売口数が決定されたため、これに関する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集(売出)要項

14 その他

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

14【その他】

<訂正前>

（前略）

（5）引受人は、発行者が指定する販売先として、いちごオーナーズ株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、最大で200口を販売する予定です。

（6）売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先に、引受人に対し、引受契約締結日から2025年10月末日までの期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を約するよう要請する予定です。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（5）引受人は、発行者が指定する販売先として、いちごオーナーズ株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、200口を販売する予定です。指定先の状況等については、以下のとおりです。

指定先の状況

a．指定先の概要	名称	いちごオーナーズ株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング20階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀧藤 雅彦	
	資本金（2024年9月24日現在）	110百万円	
	事業の内容	不動産オーナーサービス事業を営んでいます。	
	主たる出資者及びその出資比率	いちご株式会社	100%
b．発行者と指定先との関係	出資関係	発行者が保有している指定先の株式の数（2024年9月24日現在）	-
		指定先が保有している本受益権の数（2024年9月24日現在）	-
	人事関係	発行者と指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	発行者と指定先との間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	発行者と指定先との間には、技術又は取引等の関係はありません。	

c . 指定先の選定理由	指定先は、アセット・マネージャーの親会社の子会社であり、アセット・マネージャーと指定先との関係に鑑み、本受益者の利益と指定先及びアセット・マネージャーの利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。
d . 販売しようとする本受益権の数	200口
e . 受益権の保有方針	委託者は、指定先より、指定先が保有した本受益権については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。
f . 払込みに要する資金等の状況	委託者は、指定先より現金預金残高を確認することにより、指定先が上記200口の払込みに要する資金を有していると判断しています。
g . 指定先の実態	委託者は、指定先より、反社会的勢力等とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。

本受益権の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、その保有することになる本受益権の売却等の制限に関する合意をします。その内容については、後記「(6) 売却・追加発行の制限について」をご参照ください。

発行条件に関する事項

本募集における本受益権の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は本募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

受益権併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

(6) 売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先は、引受人との間で、引受契約締結日から2025年10月末日までの期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を合意します。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有します。

(後略)